

平成二十一年七月六日受領  
答弁第六一―二号

内閣衆質一七一第六一―二号

平成二十一年七月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出村田良平元外務省事務次官が一九六〇年の日米安全保障条約改定時のいわゆる「核持ち込み密約」の存在を認めた件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出村田良平元外務省事務次官が一九六〇年の日米安全保障条約改定時のいわ

ゆる「核持ち込み密約」の存在を認めた件に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については、承知している。

二について

御指摘の者に、御指摘の規定は適用される。

三及び六について

外務省としては、記事中の発言内容等について承知しておらず、お尋ねにお答えすることは困難である。  
。日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。）の下での核兵器の持込みに関する事前協議制度についての日米間の合意は、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解がすべてであり、秘密であると否とを問わずこの他に何らかの取決めがあるという事実はない。

四について

御指摘の者の前任の外務事務次官は柳谷謙介であり、御指摘の者の後任の外務事務次官は栗山尚一である。

五について

お尋ねの「何らかの公職」の意味が必ずしも明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

七及び八について

お尋ねの事実はない。

九及び十について

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づく質問に対し、誠実に答弁すべきものと考えており、質問の趣旨を踏まえて誠実に答弁してきている。